

令和3年第11回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和3年10月1日(金) 午前9時00分～午前9時35分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	天羽 徹
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	式見 貴美穂

4 議 事

承認第7号 専決処分した事件の承認について

(令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

報告第9号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第46号 令和3年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について

議案第47号 幕別町立小・中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱

議案第48号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第11回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、

2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第10回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第10回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) 私から2点事務報告をいたします。はじめに令和3年第3回町議会定例会での、一般質問についてご説明いたします。事務報告資料をご覧ください。令和3年第3回町議会定例会が、9月2日から22日までの日程で開会され、9月8日、9日の2日間にわたり、一般質問がありました。一般質問は9名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、4名の議員から質問がありましたので、その内容について要点のみご説明いたします資料の3ページをお開きください。

通告順1番、内山議員からの質問事項は、「住みよいまちづくりに向け持続可能な公共交通政策を」という内容で、町長から答弁しておりますが、教育委員会関係分としては、(2)の教育・福祉分野における移動施策の状況は、という質問について、一部答弁で触れております。答弁内容は、4ページをお開きください。(2)で答弁しておりますが、教育分野については、計13路線でスクールバスを運行しているということと、令和2年度の住民利用の乗車実績について答弁しております。7ページをお開きください。

通告順3番、小田議員からは、「小中学校におけるタブレット活用の進捗状況について」と、「学校現場のリモートワーク推進について」の2項目の質問がありました。一つ目の項目の1点目、「町内小中学校におけるタブレットの活用状況ならびに先進的な学びの事例は」という質問になりますが、8ページをお開きください。上から6行目になりますが、活用事例として、小学校では植物の観察や記録用に撮影、保存したり、調べ学習などに活用しており、また、中学校では発表資料の作成や、持ち帰りに備えた学校内でのリモート授業を行うなど、児童生徒の習熟度に応じた活用に取り組んでいると答えております。後段になりますが、今後は、先進的な取組や、教職員個々の優良活用事例の発表の場を設けるなどの取組のほか、北海道教育委員会が提供する「ICTポータルサイト」の有効な活用に向けて、町内の教職員と情報共有を図っていくと答弁したところであります。2点目の質問は、「(2)タブレットを活用した学習環境の充実のための町の支援策は」についてであります。答弁は、ハード面やソフト面、教職員への支援に分け答えています。9ページの上から3行目になりますが、ハード面では、オンライン授業を行うための貸出用モバイルルーター60台とカメラ70台を導入したこと、ソフト面では、幕別町教育研究所とともに、学習支援ソフト導入などの必要性についての調査研究を行っており、調査結果などを踏まえ、導入について学校と協議を進めていきたいと答えております。

また、教職員に対する支援については、中ほどになりますが、管理者操作説明会や講座、研修会などを開催しており、今後におきましても、支援を推進しながら、子供たちの一人ひとりの資質・能力が一層確実に育成できるよう努めてまいりたいと答弁しております。次に、2項目の質問は、「学校現場のリモートワークの推進について」であります。10ページをお開きください。質問は2点あり1点目が「教職現場におけるテレワーク活用状況及び有効活用についての考えは」、2点目が「テレワークの有効活用に向けた今後の環境整備の方策は」についてであり、併せて答えております。テレワークについては、セキュリティの問題のほか、データにアクセスする手段がないことから、活用の実態がないということで答弁しておりますが、通信ネットワークの活用を前提としない広義で捉えた在宅勤務については、要領を制定し運用していることについて触れ、在宅勤務の対象となる職員や対象業務を答えております。次のページの後段になりますが、将来的には、テレワークの導入は必要である

と認識しており、道立学校における取組などを参考として、導入に必要な環境整備の研究を行ってまいりたいと答弁したところであります。12ページをお開きください。

通告順4番、中橋議員からは、「コロナ感染から町民の命と暮らしをまもる対策」についての質問がありました。教育委員会関係については、4点の質問のうち、(3)の一部になりますが、町長から答弁しております。14ページをお開きください。3点目の質問「(3)子ども達への感染者が急増し、特に長期の休み明けの拡大傾向が強いことから、早期に行政検査を行うよう働きかけるとともに、独自の対策も検討すべきと考えるがどうか」という質問で、教育委員会関係の部分については、「抗原簡易キット」の配布について触れています。答弁は、中ほどになりますが、キットの配布は、感染をいち早く見つけることを目的とし、検査の対象は原則教員、場合によって小学4年生以上の児童生徒としており、出勤や登校後に発熱などの体調の変調を来した場合、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としながらも、直ちに受診できない場合等において、抗原簡易キットを活用し、迅速な検査を行うことを想定しているものであると答えております。17ページをお開きください。

通告順6番、野原議員からは、「アイヌの人々が尊重される町政の推進を」についての質問がありました。教育委員会関係については、5点の質問のうち、3点の質問がありました。20ページをお開きください。「(2)学校教育・社会教育でアイヌの人々への同化政策・差別の歴史を学ぶ手立てを講じ差別解消の手立てを」についてであります。はじめに、学校教育における取組については、中ほどに、「具体的に」の書き出しからになりますが、小学校では、考古館やふるさと館を実際に見学するなど、アイヌの人々の伝統や文化について学ぶほか、一部の学校では、体験教室、アイヌ文様作品づくりなど、アイヌの人々に関する学習を通して、郷土に対する理解や愛情を養うことを目的に取り組んでいると答えており、また中学校では、地理や歴史の中で、文化継承の動きやアイヌの人々と和人ととの戦い、アイヌ文化振興法など関連する法の制定や変遷、差別・偏見をなくす取組などについて学習しているほか、公民や道徳の中でも、差別の問題を人間尊重と関連させて取り上げたりするなど、様々な視点からアイヌの人々への差別問題等について学習していると答えたところであります。21ページになります。上から3行目になりますが、社会教育においては、「幕別町アイヌ施策推進地域計画」の策定に当たり、多機能型交流施設の整備のほか、アイヌ文化の体験講座の開催や子供の学習支援事業などの実施に向け、関係団体と協議を進めているところであり、多機能型交流施設では、アイヌ民族の歴史や文化の紹介、考古館の資料を展示する中で、同化政策や差別の歴史にも触れ、多くの皆さんに広く学ぶ機会の提供に努めてまいりたいと答えております。次の質問で「(3)小学校、中学校での「アイヌ副読本」の活用状況は」についてありますが、「アイヌ副読本」については、小中学校ともに社会科の授業において、アイヌの人々の歴史や文化への理解を深めるため活用しているということ、また、教育委員会においても小学3、4年生の社会科副読本「まくべつ」を発行し、授業で活用しており、今後も限られた授業時間の中ではありますが、副読本の活用を努めてまいりたいと答えたところであります。一般質問については以上であります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の解除についてであります。すでに、報道等でご承知のこととは思いますが、全国に出されていた緊急事態宣言は昨日解除されました。本町においては、一昨日に対策本部会議を開催し、閉所・閉館としていた公共施設を、本日から開所・開館とすることで決定したところであります。お手元に配付の事務報告資料2をご覧ください。この資料は道の対策本部資料になりますが、道内では10月いっぱいをおよぼす秋の再拡大防止特別対策期間として、基本的な感染防止対策をさらに徹底するとう内容であります。後ほどご覧いただければと思います。以上で事務報告を終わらせていただきます。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようなので、議件に入ります。

次に、日程第5、承認第7号、専決処分した事件の承認について、令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 承認第7号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。議案書1ページになります。承認第7号、専決処分した事件について報告し承認を求めめるものであります。

専決処分した事件につきましては、「令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について」であります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により8月下旬から9月中旬に実施を予定していた修学旅行を10月以降に延期したことに伴い、小学校3校、中学校2校でキャンセル料が発生したため、その全額を補助するための要求であります。要求内容についてご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応事業のため、総務費での要求になりますが、2款 総務費の予算に189万4千円を追加し、予算の総額を695万4千円とするものであります。1項 総務管理費、22目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、小・中学校修学旅行保護者負担軽減事業は、小学校は3校167人分で、81万9,103円を、中学校は2校91人分で、107万4,320円を保護者に対し補助するものであります。交付手続きについては、対象となる児童生徒の所属する校長に委任することで進める予定であり、関連する補助金交付要綱については、本日、議案第47号で提案いたしますので後ほど説明をいたします。以上で説明を終わらせていただきます。承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第7号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、承認第7号につきましては原案のとおり承認しました。

次に、日程第6、報告第9号、令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 報告第9号、令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。議案書は2ページになります。令和3年第3回町議会定例会が、9月2日に開会し、22日までを会期として開会されたところであります。本議会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

はじめに、教育費になりますが、10款 教育費の予算に8万円を追加し、予算の総額を15億150万7千円とするもの、次の総務費については、2款 総務費の予算に189万4千円を追加し、予算総額を695万4千円とするものであり、いずれも本定例会に提案され、要求どおり議決されたところであります。

なお、内容につきましては、教育費については去る8月27日開催の第9回教育委員会会議で、また、総務費については、先ほど承認第7号でご説明させていただいたとおりでありますので省略いたします。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

報告第9号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第7、議案第46号、令和3年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第46号「令和3年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について」ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。まず、下段の※をご覧ください。

さい。本調査につきましては、平成19年度から実施されており、今年度は令和3年5月27日に、小学校は6年生を対象に、国語、算数、中学校は3年生を対象に、国語、数学の科目について調査が実施されました。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る全国的な小中学校の臨時休業により、文部科学省が調査を中止したため、実施は平成31年度以来2年ぶりとなります。次に、別紙の右上に『議案第46号説明資料』とあります『令和3年度全国学力・学習状況調査結果』をご覧くださいと思います。

まず、調査結果についてであります。こちらは、本年8月31日に、文部科学省が調査結果を公表しましたことから、その内容を報告するものであります。本年度の調査結果の内容については、小学校では、国語においては全国、北海道の平均正答率比較で低く、算数においては全国の平均正答率比較でも低く、北海道の平均正答率比較では同じという結果となりました。中学校では、国語においては、全国、北海道の平均正答率比較で高く、数学においては全国の平均正答率比較では低く、北海道の平均正答率比較では同じという結果となりました。次に、平成31年度との比較であります。次のページの『全国学力・学習状況調査における幕別町の平均正答率との比較』をご覧くださいと思います。

小学校の国語につきましては、平成31年度からは、全国、北海道比較ともに下回っており、算数につきましても、平成31年度からは、全国、北海道比較ともに大きく下回っているという結果となっております。中学校については、国語においては、全国、北海道比較ともに平成31年度から上回り、数学につきましては、全国、北海道比較ともに下回ったという結果となっております。議案書の3ページにお戻りください。

続いて、結果公表についてであります。本調査の結果公表につきましては、文部科学省において、平成26年度から各市町村教育委員会のそれぞれの判断で、当該調査に関わる実施要領に定める配慮事項を考慮したうえで、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を可能としております。しかしながら、本町の結果公表につきましては、これに捉われず、教育上の影響等を考慮し、従来からの公表方法と同様に、広報を利用して、小学生及び中学生全体の分析や成果を、平均正答率等の数字を使わない文章表現で行い、教科ごとの結果につきましても、「理解している」、「身につけている」などの文章で表現をしているところであります。

また、あわせて北海道教育委員会による全国学力・学習状況調査北海道版、結果報告において、本町の状況を公表し、児童生徒や学校の質問紙調査における分析等の公表も行っており、町内の各学校では、学力・学習状況調査の結果等の概要を、学校便りなどで公表し、周知しておりますが、成果と課題で、数値を用いず、文章により具体的な改善方法を示しているところであります。さらに、文部科学省においては、調査結果の公表について令和3年度も同様の取り扱いとすることとされておりますが、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという重要な側面はあるものの、調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや学校の序列化や過度な競争が生じること、また、小規模校では個人が特定されるおそれがあることが懸念されるところであります。これらを踏まえ、令和3年度におきましても、「全国学力、学習状況調査」の結果公表は、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果についても、平均正答率等の数値を用いず、文章をもって成績や傾向の説明を行うこととするものであります。以上が、令和3年度の「全国学力・学習状況調査」の結果と、公表についての説明になりますが、公表の具体的な手法としましては、11月号の広報誌に掲載することをご承知おきいただきたいと思います。

また、今回お示しいたしました各学校のデータは、市町村別の数値、学校別の数値は教育委員会会議及び校長会議等の内部資料としての取り扱いになりますので、特段のご留意をいただきますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 説明資料の2枚目の学力状況調査における幕別町の平均正答率との比較ということで、平成31年度と令和3年度については、国語、算数及び数学の知識と活用の部分が段分けされていないんですけど、これは調査自体していないのか、項目として分けていないのか教えてください。

学校教育課長（西田 建司） 本調査の実施科目につきまして、平成30年度までは各教科においてAと呼ばれる基礎に関する問題と、Bといわれる応用活用に関する問題に分けて実施しておりました。問題を分けることで一定の評価の声もありましたが、一方で児童生徒のつまづきを把握するうえでは知識の活用と一体的になることが有利になることがあり、平成31年度からA、Bの区分が無くなり、一体的な評価に変わったものであります。

菅野教育長 ほかに質疑はありませんか。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第46号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第46号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第8、議案第47号、幕別町立小・中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱について説明を求めます。

学校教育課長（西田 建司） 議案第47号「幕別町立小・中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱について」ご説明申し上げます。議案書は4ページから8ページになります。先ほど、承認第7号で教育部長から説明がありましておりで、小中学校の修学旅行のキャンセル料全額を国の臨時交付金を活用して補助金として交付するものであります。以下、条文にそって説明申し上げます。

第1条では新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止または延期したことに伴い生じるキャンセル料について補助金を交付することを趣旨とするものであります。

第2条は定義として、新型コロナウイルス感染症、キャンセル料について規定しているものであります。

第3条では補助対象者として、修学旅行に参加の申込をしていた児童又は生徒の保護者とするものであります。

第4条では補助対象経費として、まず1号ではかかったキャンセル料、第2号ではその他教育長が費用と認める経費とするものであります。

第5条では補助金の額について、補助対象経費を上限とするもの。

第6条では交付申請等の委任について、校長に委任するもの。

第7条から第10条までについては、交付申請、補助金の交付決定、支給、補助金の実績報告の様式等について規定しているものであります。

第11条ではこの要綱のほか、必要事項は教育長が別に定めると規定するものであります。6ページが交付申請書、7ページが決定通知書、8ページが実績報告書の様式となっております。5ページにお戻りください。附則につきましては、公布の日から施行し、令和3年8月1日から適用すると規定しているものであります。

なお、今回の措置については、次年度以降も確約されているものではありませんので、次年度の修学旅行にあたっては、例えば延期も想定したうえで実施時期の見直しやキャンセル料の発生前の延期を判断するなど、各学校においても検討課題として受け止めていただくことでお話をしているところであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 先ほどの報告書ならびに予算関係のところに関連ですけれども、189万4千円の補助金で今回の各学校のキャンセル料全てが穴埋めできるのかお聞きいたします。

学校教育課長（西田 建司） 小学校3校、中学校2校が、結果的にキャンセル料が発生しておりますが、こちらの額で児童生徒の保護者の負担分、キャンセル料については全てお支払いできるということになります。

岩谷委員 前の教育委員会会議でもなんとか保護者の負担をなくしてあげてほしいと要望を出しました。それが通ったということで教育委員会と町には感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

菅野教育長 ほかに質疑はありませんか。
(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第47号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第47号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第9、議案第48号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定については、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

秘密会を解きます。

議案については以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第11回教育委員会会議を閉じます。